

(4) 新型コロナウイルス感染症に関連した取組

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金

- 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」（令和2年3月10日：国の対策本部決定）に基づき、新型コロナウイルスに感染等した被用者（給与の支払いを受けている方）に対して、傷病手当金の支給を実施。【国が全額を財政支援】
- 国の財政支援が延長されたことに伴い、適用期間を延長して実施。

（適用期間）令和2年1月1日～令和5年5月7日

支給件数及び支給金額

年度	支給件数	支給金額
令和4年度	1,458件	約4,239万円
令和5年度 (令和5年7月末時点)	164件	約400万円

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免

- 令和2年5月1日付け国通知に基づき、主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡等された世帯又は収入が10分の3以上減少した世帯に対して、保険料の減免を実施。
- 令和5年2月10日付け国より、減免に対する財政支援を令和4年度相当分の保険料で終了する旨が通知されたことから、令和5年3月31日をもって終了。

減免適用件数及び減免額

年度	減免適用件数	減免額
令和3年度	20,066件	30.7億円
令和4年度	11,782件	23億円